

令和 2年 4月 8日

タクシー事業者 各位

(公財) 大阪タクシーセンター

業務の継続に向けた取り組みについて

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウィルス感染症が全国的かつ急速にまん延し、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすと判断されたことから、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。

当センターでは、感染拡大の報道以後、役職員が一丸となって新型コロナウィルスの感染防止に向けた取り組みに努めているところですが、今後は、継続して業務を遂行していくための業務体制の見直しも検討せざるを得ない状況にあると考えています。

詳細につきましては、現在、検討している段階で確定しておりませんが、タクシー事業者、タクシー運転者の皆さんには、研修を受講していただく人数の制限や登録申請でお待ちいただく時間が長くなるなど、ご不便、ご迷惑をお掛けすることになると思われますが、皆さんにおかれましては、何卒、ご理解を賜りますよう、取り急ぎご連絡申し上げる次第です。

なお、業務体制の見直し等詳細につきましては確定次第、ホームページで速やかにお知らせさせていただきます。